○総務省令第百十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二及び聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第一条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第28（第８条関係） ［第１表　略］ 第２表 ［表略］ ［注１　略］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２００）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０Ｃ）」、「音声伝送携帯電話番号（０６０／０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［３～11　略］ 第３表 ［表略］ ［注１　略］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」又は「音声伝送携帯電話番号（０６０／０７０／０８０／０９０）」を記載すること。 ［３～５　略］ ６　「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（０６０／０７０／０８０／０９０）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。 ［７　略］ **様式第28の３**（第８条関係） ［表略］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０	**様式第28**（第８条関係） ［第１表　同左］ 第２表 ［表同左］ ［注１　同左］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０９９０）」、「データ伝送携帯電話番号（０２００）」、「データ伝送携帯電話番号（０２０Ｃ）」、「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」、「無線呼出番号（０２０４）」、「特定ＩＰ電話番号（０５０）」、「ＦＭＣ電話番号（０６００）」又は「特定接続電話番号（９１ＣＤＥ）」を記載すること。 ［３～11　同左］ 第３表 ［表同左］ ［注１　同左］ ２　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」又は「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」を記載すること。 ［３～５　同左］ ６　「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（０７０／０８０／０９０）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。 ［７　同左］ **様式第28の３**（第８条関係） ［表同左］ 注１　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（０ＡＢ～Ｊ）」、「付加的役務電話番号（０１２０）」、「付加的役務電話番号（０１７０）」、「付加的役務電話番号（０１８０）」、「付加的役務電話番号（０５７０）」、「付加的役務電話番号（０８００）」、「付加的役務電話番号（０